

移住交流施設 神明寮 利用規定

神明寮を利用するにあたり、利用者は下記の事項を誓約するものとする。

(目的)

第1条 この寮は、認定 NPO 法人まちづくりスポット（以下、当法人）が執り行う視察研修事業および飛騨地域に移住を希望する人向けに提供する常駐の管理人付き施設である。

(寮生の義務)

第2条 入寮を許可された者（以下、利用者）は、この規定を守り、寮の保全と秩序の維持に努めなければならない。

(入寮資格)

第3条 利用者は、居住地、滞在事情等を考慮のうえ、当法人が認めた者とする。入寮を希望する者は、事前に当法人へ入寮目的、期間を問合せること。当法人は入寮の必要性等を審査し、入寮の可否を決定する。

(入寮期間)

第4条 入寮期間は、1日～3ヶ月までとする。ただし、対象によりこの限りではない。移住検討目的の利用について、15日以上滞りは原則、具体的な引っ越し目処が経っている場合のみを対象とする。

(未成年の受入れ)

第5条 未成年の利用は、保護者または引率者の同伴とする。ただし、未成年者のみでの利用が必要な場合には保護者の同意書を提出し、受入れを行う。

(入寮手続き)

第6条 利用者は、当法人事務所にて「移住交流施設 神明寮利用申込書」を記入・提出し、利用料金を支払う。支払いは、原則入寮期間全額分を事前に現金にて支払うこと。ただし、長期の場合はこの限りではない。

(利用料金)

第7条 利用料金には、宿泊費（設置されている電機製品・家事用品の貸出、共益費、管理費を含む）、水道光熱費（電気・ガス・上下水道）等が含まれる。

(寮内の生活)

第8条 寮内の建物・家具、家電、寝具等は管理人の指示に従い大切に使用し、共有スペースは整理整頓を心がけること。寮内の設備に利用者の故意的な破損・紛失等があった場合には、損害の全部または一部を弁償すること。

第9条 貴重品は自身にて管理すること。盗難・紛失等があっても当法人・管理人は一切責任を負わない。

(鍵の使用)

第10条 鍵の複製は禁ずる。鍵を紛失した場合は、ただちに当法人へ報告し、警察へ届け出をし、実費にて弁償すること。

(駐車場の契約)

第11条 入寮中車を停泊する場合、利用者自身にて駐車場を契約すること。

(禁止事項)

第12条 利用者は、次の事項を行ってはならない。

- ① 居室を無断で改装すること
- ② 寮内に危険物を持ち込むこと
- ③ 建物、付属施設、備品に損傷を与えること
- ④ 他の住民に迷惑をおよぼす行為をすること
- ⑤ 所定の場所以外で火気を使用すること、喫煙すること
- ⑥ 寮内において、許可なく政治活動、宗教活動をすること
- ⑦ 寮内において、家畜、鳥類を飼育すること
- ⑧ 利用者以外の者を許可なく宿泊・入室させてはならない
- ⑨ その他、前各号に準ずること

(防火安全)

第13条 利用者は、防火安全について次の事項を遵守しなければならない。

- ① 火気、電気、ガスの取り扱いについて慎重を期すること
- ② 廊下、階段、非常口等に障害物を置かないこと
- ③ 安全装置、火災報知器、消火栓等の位置とその取り扱いを知ること

(退寮)

第14条 原則、事前申請より期間を延長することはできないものとする。退寮にあたっては、居室を原状に復し、管理人の点検を受けること。

(退去)

第15条 当法人は次項の場合、利用者に対して退去要請を行えるものとする。

- ① 上記項目に虚偽・違反があった場合
- ② 当法人の目的にそぐわない行動や、近隣住民から度重なる苦情が来た場合
- ③ 利用者の生活習慣の違いから共同生活の継続が困難になった場合
- ④ 退去要請の場合「違約金」「示談金」「引越し代」の当法人負担は無いものとする

(附 則) この規定は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

改定 令和 6 年 4 月 1 日